# 山形県委託による統計の作成等に係る事務処理要領

#### 目 次

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 オーダーメード集計の実施に際しての基本原則
- 第4 広報及び事前相談等
- 第5 オーダーメード集計の申出手続
- 第6 申出に対する審査
- 第7 手数料の積算
- 第8 審査結果の通知等
- 第9 オーダーメード集計依頼書の提出と手数料の納付
- 第10 統計の作成等の実施
- 第11 統計成果物の提供
- 第12 委託申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第13 統計成果物の提供後の利用制限
- 第14 申出者による研究成果等の公表
- 第15 統計成果物の不適切利用への対応
- 第16 実績報告書の作成・提出
- 第17 施行時期

# 第1目的

本要領は、山形県統計調査条例(平成21年3月県条例第28号。以下「条例」という。) 第11条の規定に基づいて行う委託による統計の作成等に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、委託による統計の作成等を行う実施機関(以下「受託機関」という。)が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

# 第2 用語の定義

本要領において使用する用語は、以下に定めるもののほか、統計法(平成19年法律第 53号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

1 統計の作成

本要領において「統計の作成」とは、調査票情報を利用して集計処理を行い、当該 統計調査による当初作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいう。

2 統計的研究

本要領において「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を示す。例えば、統計の分散を評価する研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う研究が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まない。

3 委託による統計の作成等 (オーダーメード集計)

本要領において「委託による統計の作成等」(以下「オーダーメード集計」という。) とは、受託機関が条例第 11 条に基づき、一般からの委託に応じ、その行った統計調 査に係る調査票情報を利用して、統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」 という。)を行うことをいう。

# 4 統計成果物

本要領において「統計成果物」とは、受託機関が条例第 11 条に基づくオーダーメード集計により作成した成果をいう。

#### 5 調査票情報

本要領において「調査票情報」とは、法第2条第 11 項に規定するものを示す。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、オーダーメード集計に用いる項目に含まないが、提供元である行政機関が、オーダーメード集計に用いることをあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

#### 6 実施機関

本要領において「実施機関」とは、条例第2条第1項に規定する実施機関(知事、 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海 区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者)をいう。

#### 7 受託機関

本要領において「受託機関」とは、実施機関のうち、条例第 11 条の規定によりオーダーメード集計を行う実施機関をいう。

#### 8 委託申出者

本要領において「委託申出者」とは、条例第 11 条、山形県統計調査条例施行規則 (平成 21 年 3 月県規則第 17 号。以下「県規則」という。)第 7 条に基づきオーダー メード集計を求める者をいう。

#### 第3 オーダーメード集計の実施に際しての基本原則

- 1 条例第11条の運用体制等
  - (1) 窓口機関及び統計利用相談窓口

条例第 11 条に基づき各実施機関は、それぞれ自らの判断でオーダーメード集計を行うことになるが、知事部局における委託申出者の受付等の窓口業務については統計利用相談窓口(みらい企画創造部統計企画課(以下「統計企画課」という。)に設置する。)、知事部局以外の実施機関においては、それぞれの実施機関の主管課(主管課又は統計に関する主担当課として各実施機関が定めた課。以下「窓口機関」という。)において対応するものとする。

なお、統計企画課は、各実施機関の窓口機関と連携し、その業務遂行の支援を行う。

# 2 秘密保護及び適正管理の確保

#### (1) 受託機関における措置

オーダーメード集計を行うために、受託機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第 39 条第 1 項第 2 号に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第 41 条第 2 号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、所要の措置を講じる。

- (2) オーダーメード集計に係る事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置 受託機関がオーダーメード集計の業務の一部を外部委託する場合は、法第 39 条 第 2 項に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第 41 条第 4 号に基づ く守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせるこ ととし、受託業者との契約に際しては、法令、「山形県調査票情報等の管理に関す る事務処理要領(平成 21 年 3 月統計企画課作成)」及び「統計調査の民間委託に係 るガイドライン(平成 19 年 5 月 30 日各府省統計主管課長等会議申合せ)」を踏ま えた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。
- 3 効率的な事務処理の実施

オーダーメード集計の実施に当たっては、専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、受託機関は、必要に応じてオーダーメード集計に関連する技術の研修に努め、効率的に処理を行うよう努める。

# 第4 広報及び事前相談等

- 1 オーダーメード集計を行う統計調査の範囲等
  - (1) オーダーメード集計を行う県統計調査

受託機関は、調査票情報が、集計可能な電子データ化されていること等を勘案して集計の対象とする県統計調査を決定するものとする。

(2) 集計対象とする県統計調査に係る協議

知事(統計企画課)は、必要に応じ、オーダーメード集計の対象とする県統計調査の名称及び範囲について提供機関と協議するものとする。

2 広報

知事(統計企画課)は、本制度の趣旨、委託を申出ることができる者の範囲、提供を受けるための手続き(事前相談、申出手続き等)、受付相談窓口等について事前にホームページに掲載する等により制度の広報に努めるものとする。

3 事前相談への対応

受託機関は、申出を予定している者から、オーダーメード集計に関する問い合わせ・ 相談等があった場合は、委託申出書提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等に よる再提出の回避を目的として、以下の事項について事前に確認を行うものとする。

- (1) 本制度に関する次の事項について、適切に理解をしているか否かの確認、理解が 不十分である場合の当該内容の説明
  - 本制度の趣旨、法的根拠
  - ・ 契約の内容等を定めた利用条件(受託機関が定める契約書の雛形等)
  - ・ 委託申出の手続及び手続に必要とされる各様式
  - ・ 手続には本人確認が必要で、本人確認のための提示書類は窓口で複写されること
  - 標準処理期間(委託申出書及び委託による統計の作成等に係る依頼書)
  - 委託申出書に記載した利用目的以外の利用は禁止されていること(委託申出書 に記載した利用目的以外に利用する場合は受託機関等の承諾を得る必要があること)
  - ・ 契約等に反した場合はすべての受託機関による提供禁止措置が課されること

- ・ 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、申出者が期待する 結果が得られない可能性があること
- 本申出により作成された統計成果物について、著作権を主張しないこと
- ・ 本制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)の対象外であること
- ・ やむを得ない事情により、統計成果物の提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 受託機関が申出を承諾した以後、原則として申出の変更は認められないこと
- ・ 本制度により統計成果物の提供を受けた場合、研究成果又は教育内容を公表しなければならないこと
- ・ 本制度により統計成果物の提供を受けた場合、オーダーメード集計を利用した 事実が行政機関から公表されること
- (2) 委託申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに統計成果物の提供及び関連する 手続の説明
- (3) 利用目的(学術研究や教育の内容)、利用者に関する要件及び審査に必要な記載 事項や添付資料に関する説明
- (4) 承諾条件と委託申出者が遵守すべき事項の説明
- (5) 申出を予定している者が想定している申出内容(統計成果物の内容、利用目的)の聴取、承諾基準への適合性に関する見通し及びそのことに関する助言
- (6) 手数料に関する情報の説明
- (7) 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、申出者が期待する結果が得られない可能性があること

# 第5 オーダーメード集計の申出手続

1 委託申出書の作成単位

委託申出書は、県規則第6条の受託の判断要件として掲げられる受託の可否を判断する「直接の利用目的」ごとに作成するものとする(当該受託機関が実施する複数の統計調査に係るオーダーメード集計について、併せて申出を行って差し支えない。)(注1)。

ただし、複数の統計調査を用いて調査ごとに異なる統計成果物を求めている場合など、統計調査ごとに分割記載した方が審査が円滑に行えると受託機関等が判断した場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする(注2)。

- (注1) 委託申出書1件につき、その後の手続に必要とされる依頼書、利用実績報告書の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。
- (注2) この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、委託申出書1件と扱い、その後の手 続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は委託申出書で分割 した単位に対応して分割記載する。

### 2 委託申出者の範囲

条例第 11 条に基づく県規則第 6 条に掲げられた要件をすべて満たし、統計成果物の提供を受けるためには、委託申出者として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は高等教育の発展に資すると認められる利用

を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は以下のとおりである。

- 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関において講義等の教育を行う教員又は当該機関
- 3 代理人による申出書の提出

県規則第7条は代理人による申出を認めている。

代理人は、委託申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者である ことが必要である。

また、代理人は窓口にてオーダーメード集計の委託に係る申出を行い、適宜委託申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、委託申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

4 委託申出書の記載事項

委託申出書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

5 委託申出書等の受付・審査対応課室等

受託機関は必要に応じて、それぞれの機関内における委託申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する課室を窓口機関として指定し、実際の統計の作成等を行う課室 (以下「作成課室」という。)と事前に定めた役割分担に基づいて審査・通知・提供等の事務を進める。

### 6 本人確認

(1) 委託申出者が個人である場合

受託機関等は、県規則第7条第2項の規定に基づき、委託申出者及び委託申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」、「旅券」等の提示を求めることにより本人確認を実施する。

本人確認書類が提示された場合は、窓口機関において、当該書類の複写を行い、 委託申出書の関係書類として取り扱う。

なお、送付によって委託申出書が提出された場合は、「運転免許証」等をコピー した書類の提出で認めるものとする。

(2) 委託申出者が法人その他の団体である場合

法人その他の団体が申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、代表者又は管理人に関する上記(1)の書類の提出又は提示に加え、法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものの提示又は提出を求めるものとする。

7 委託申出書の提出方法

委託申出書等は、委託申出者又は代理人が、受託機関の対応窓口へ直接又は郵送により提出する。

## 第6 申出に対する審査

1 申出内容の審査主体

審査は受託機関(注3)が実施する。

(注3) 知事部局にあっては「統計利用相談窓口」(統計企画課)、知事部局以外にあっては、「窓口機関」が、調査所管課室と連携して対応する。

#### 2 総則

オーダーメード集計は、県規則第6条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、

- (1) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること
- (2) 学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること

の要件の両方を満たす場合に提供が可能となる。

このため、受託機関は、委託申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が 規則第6条に合致するか、②学術研究の成果や高等教育の内容が適切に公表され、社 会に還元されるか等について審査を行う。

また、「第 16 統計成果物の不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、オーダーメード集計の委託申出を認めない。

3 審査基準

審査は、別記審査基準により行うものとする。

4 委託申出書の修正・再提出

委託申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、受託機関は規則第7条第3項により、委託申出者に対し、その修正・再提出を求める。

# 第7 手数料の積算

- 1 基本原則
  - (1) 手数料額の確定

手数料の算定にあたっては、県規則第8条第1項に基づき、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、その他添付された仕様書などを基に、受託機関が事前に見積りを行い、承諾通知書により委託申出者に提示した額を手数料の額として確定する。

したがって、手数料が納付された後に、実際の処理に要した時間(以下「工数」という。)が見積と異なる場合、又は入札により民間委託を行った結果、実際に要した経費と納付された手数料額との乖離が生じる場合が想定されるが、差額の還付や追加納付は行わないものとする。

なお、提示した手数料額そのものに誤りが判明した場合等は、この限りではない。

(2) 契約前の手数料額の通知の原則

条例第13条第1号イに規定されているのは工数1時間あたりの手数料単価であり、個々の申出に係る統計の作成等に要する手数料の総額を明らかにしているものではない。

したがって、受託機関等は(1)により承諾通知書により手数料額を委託申出者に 提示し、当該手数料額を確認した委託申出者から受託機関に提出された依頼書等の 受理をもって、契約が成立することとなる。

## 2 工数の積算

① 基本事務時間

オーダーメード集計の実施に際して必要とされる決裁及び提供等に係る事務手 続に要する基本事務時間は、匿名データの提供事務に要するものと同一であるとみ なし、19分として積算する。

なお、工数は、依頼書が提出された後の事務手続をその積算対象とすることとしており、その前段階における相談、審査等に係る事務手続は積算の対象外とする。

② 統計の作成等の時間(職員の工数)

統計の作成等に要する、集計の設計、システム開発、演算、秘匿、結果審査などの業務について、既存の統計作成の実績、経験等に基づいて、統計調査の特性に応じつつ必要とされる工数を見積るものとする。

# 4 手数料の算定

個別の申出案件に係る手数料の積算は、委託申出書等の審査を行った結果、受託可能と判断される場合に行う。

積算は条例第 13 条第 1 号及び県規則第 13 条に基づき、以下の①~④をすべて加えた額とする。

- ① 単価 5100 円に、必要な工数(3①の基本事務時間と3②の統計の作成等の時間の合計。単位:人時)を乗じた額
- ② 結果を出力し提供する媒体
  - · 紙 1枚:10円 × 必要枚数
  - FD 1枚:700円 × 必要枚数
  - CD-R 1枚:80円 × 必要枚数
  - DVD-R 1枚:160円 × 必要枚数
- ③ 送付を求める場合(送付に要する費用) 委託申出者から書留料金を切手で納入してもらう。
- 5 手数料の算定等の留意事項
  - (1) 手数料の公平性の確保

同一の調査・年次等に係る全く同一の統計成果物の委託を受けた場合は、同一統 計成果物に対する手数料の公平性を確保する観点から、その手数料の額は原則とし て当該同一統計成果物の手数料として従前に提示した額と同額とする。

したがって、オーダーメード集計の手数料の額の積算を行うに当たっては、同一調査・年次に係る統計成果物に対する需要予測が可能な場合は、需要予測数により均等割した上で手数料の積算を行うことを原則とする。

ただし、需要数の予測が困難な場合、需要予測数を1と想定する。

(2) 知事(統計企画課)への通知

手数料の公平性を確保するため、知事以外の受託機関は、算定した手数料の額について、知事(統計企画課)に対して、事前に通知するものとする。

### 第8 審査結果の通知等

受託機関は、県規則第8条第1項に基づき、委託申出書の審査結果を、申出の受付から21日以内に申出者に対し文書により通知する。

## (1) 申出を承諾する場合

別記様式第2号による受託機関等が定める承諾通知書に以下の事項を記載の上、 通知する。

- 申出を承諾し、オーダーメード集計を行う旨
- ・ 統計成果物(作成する統計又は統計的研究)の名称(行政機関が定めて通知)
- ・ 手数料の額
- 手数料の納付方法
- 手数料の納付期限
- 提供予定時期(手数料の納付から○日後等の設定も可)
- ・ その他受託機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、委託申出者に対して、依頼書(別記様式第4号)、契約書(別記様式第5号) を提示する。

なお、統計成果物の名称は、「〇〇調査(平成〇年)特別集計」など受託機関において適宜判断し定める。

(2) 申出を承諾しない場合

別記様式第3号による不承諾通知書にその理由を記載して委託申出者に通知する。

# 第9 オーダーメード集計依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

申出が承諾された委託申出者は、条例第 13 条及び県規則第 8 条第 2 項に基づき、依頼書(別紙様式第 4 号。以下「依頼書」という。)に、契約書 2 通に記名押印したものを添付して受託機関に提出する。

- 2 手数料の納付
  - (1) 納付

通知された手数料の額の県証紙を依頼書に貼付し、提供機関に提出することにより納付する。提供機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、県証紙に検印(消印)を押す。

県証紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と県証紙にまたがるよう確実に行う。

なお、県証紙が添付された依頼書は、提供機関の文書管理規程に基づく保存年限 の間保存する。

(2) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ない事情によりオーダーメード集計が行 えなくなった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、受託 機関及び委託申出者の間で相互に承諾された場合は以下の方法により返却する。

- ① 県証紙の消印が押されていなければ、そのまま消印を押さずに、依頼書を返却 する。
- ② 県証紙に消印を押した場合は、県財務規則に則り、償還手続をとる。
- 3 契約書の送付

受託機関は、手数料の納付が確認できた段階で、1により提出を受けた契約書2通 に押印してうち1通を委託申出者に送付する。

# 4 著作権

1から3によって契約を行う際、委託申出者が統計成果物に対する著作権を主張しない旨、必要な事項を契約書等に記載する。

# 第10 統計の作成等の実施

1 統計の作成等の実施

受託機関は、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、仕様等に基づき、統計の作成等を実施し、統計の作成等にあたり、不明な点等がある場合、委託申出者に照会するなど確認を行いながら処理を遂行する。

2 統計成果物の審査・秘匿

作成された統計成果物については、受託機関において、提供前に結果内容の審査を 行うとともに、個々の調査対象者等の特定・類推ができないよう秘匿措置を行う。

# 第11 統計成果物の提供

1 提供時期

第8に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを 得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに委託申出者に通知 し、委託申出者と協議する。

2 提供窓口

統計成果物は、委託申出書を受理した受託機関の窓口から委託申出書に記載された 方法により委託申出者に提供する。

3 統計成果物に誤りが見つかった場合

提供した統計成果物に誤りが見つかった場合、受託機関と委託申出者は、相互に連絡をとり、誤りの原因を明らかにするとともに、受託機関と委託申出者との協議により、その対応を決定する。

# 第12 委託申出書の記載事項等に変更が生じた場合

受託機関の承諾がなされた委託申出書に係る記載事項について、委託申出者の都合により変更が生じた場合は、以下のとおり対応する。

1 軽微な変更(人事異動等に伴う所属・連絡先の変更、姓の変更等)

統計の作成等の処理内容に影響がなく、かつ、受託機関が認めた利用目的、要件に 影響を及ぼさないと判断される委託申出者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変 更が生じた場合、委託申出者は別記様式第6号の所属等変更届出書に変更事項を記載 の上、直ちに受託機関へ届け出る。

2 作成する統計の内容や仕様の変更

統計の作成等の処理内容に影響がある場合、原則として当該変更は認めないこととするが、受託機関が対応可能な場合は、委託申出者と受託機関の協議によって変更等を行うこととして差し支えない。

なお、双方で合意を行った変更を行う場合、委託申出者は変更について書面にて申

出を行い、受託機関は第8(1)に準じて、

- ・ 仕様の変更に応じる旨
- ・ 追加して納付すべき手数料の額
- 手数料の納付方法
- 手数料の納付期限
- ・ 仕様の変更に応じて修正した提供予定時期
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

を委託申出者に書面にて通知するとともに、委託申出者は、再度、依頼書及び契約の 修正に必要な資料を提出し、追加納付が必要とされる手数料を納付する。

3 利用目的追加申出書の提出

委託申出者は、承諾された利用目的以外の利用目的を追加する必要が生じた場合、 追加する利用目的及びその追加が必要な理由を記載した別記様式第7号の利用目的 追加申出書により受託機関に申し出る。

利用目的追加申出書の提出を受けた受託機関は、別記審査基準の 11 に準じて審査を行い、当該審査結果について、利用目的追加承諾書(別記様式第8号)及び利用目的追加不承諾書(別記様式第9号)により通知する。

なお、利用実績報告書が提出された後の審査について、公表との前後関係の確認を 行う必要はないものとする。

4 その他の委託申出書等の記載事項の変更

上記1から3以外の委託申出書の記載事項を変更する場合は、別記様式第10号の委託申出書の記載事項変更申出書により変更の申出を行う。

受託機関においては、関連する項目を別記審査基準に基づき審査を行い、当該結果 について、委託申出書の記載事項変更に係る承諾書(別記様式第 11 号)又は同不承 諾書(別記様式第 12 号)により通知するものとする。

# 第13 統計成果物の提供後の利用制限

委託申出者は、県規則第9条第2項に基づき委託申出書に記載した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

したがって、委託申出書に記載し、承諾された利用目的以外の目的以外への利用を希望する場合は、第 12 の 3 に記載した利用目的追加申出書により申出を行い、受託機関等の承諾を得る。

なお、一旦、委託申出者が利用目的に従って学術研究の成果の公表に付随するものとして、あるいは、高等教育における利用として、統計成果物そのもの(オーダーメード集計として作成された集計表等)を公表した後においては、当該統計成果物は、公的統計として公表されるものと同様に社会一般において利用可能なものとなることから、委託申出者についても公表された統計を用いているものと整理し、上記の受託機関の承諾を得る必要はないものとする。

# 第14 申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

委託申出者は、統計成果物を利用して行った学術研究の成果又は教育の内容を委託

申出書に記載した公表時期、方法により公表する。

当該公表に際して、委託申出者は、統計成果物を基に委託申出者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、受託機関が作成・公表している統計等とは 異なることを明らかにする。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、委託申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、委託申出者は、利用実績報告書(別記様式第 13 号)により受託機関に利用実績を報告する。

2 成果が公表できない場合の取扱い

委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を 公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書によ り受託機関へ報告する。

# 第 15 統計成果物の不適切利用への対応

1 県規則第9条第2項による目的外利用の禁止

県規則第9条第2項では、「統計等の提供を受けた委託申出者は、当該統計等を第7条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計等の提供を行った実施機関の同意を得たときは、この限りでない。」と規定されており、委託申出書に記載された利用目的以外の利用を委託申出者が行うことを禁止している。

2 その他受託機関における連携

受託機関等は、委託申出者が規則第9条第2項の違反及びその他の契約違反を行ったと判断し、利用停止期間の設定等ペナルティを科すことを決定した場合には、知事 (統計企画課)に対して、事前に連絡するものとする。

受託機関から違反行為に関する連絡を受けた場合、知事(統計企画課)は、総務省及びその他の受託機関に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、全ての受託機関において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

## 3 契約違反

(1) 違反内容

受託機関は、承諾された利用目的以外の利用を行った者、その他の法令違反・契約違反・県民の信頼を損なう行為を行った者に対して、その内容に応じて知事(統計企画課)及び他の受託機関と連携して対応を行う。

# (2) 対応内容

ア 受託機関は、その提供した統計成果物の利用に関し、法令違反又は契約違反として、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・県民の信頼を損なう行為が行われていることが判明した場合は速やかに委託申出者に連絡し、目的外利用の中止等の是正措置を求めるとともに、その違反内容や対応状況を知事(統計企画課)に連絡する。

- イ 知事(統計企画課)は、受託機関からアの連絡があった場合は、総務省に報告 するとともに、速やかにその他の受託機関等に対し、当該情報について周知を行 う。
- ウ その他の受託機関は、知事(統計企画課)から上記イの連絡があった場合、当該違反者等に対するその他の調査票情報又は匿名データの提供の有無の確認し、 当該違反者にその他の匿名データ、条例第10条に基づく調査票情報の提供を行っていることが判明した場合、それらの調査票情報又は匿名データの管理体制、状況等について速やかに確認する。
- エ 受託機関は、違反事実について、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に準じて措置をとるとともに、その対応状況を知事(統計企画課)に連絡する。
- 4 他制度との連携

条例第 10 条に基づく調査票情報の提供、条例第 12 条に基づく匿名データの提供に おいて、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、委 託の申出の受付も行わないものとする。

# 第16 実績報告書の作成・提出

1 実施状況報告の提出

委託申出者は県規則第9条第1項に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか(3ヶ月以内)にその公表も含めた成果の概要について、②教育目的の場合、当該教育の終了後速やか(3ヶ月以内)にその実施状況について、受託機関に利用実績報告書(別記様式第13号)により報告する。

なお、委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究成果や教育内容の実績が示せない場合、委託申出者は利用実績報告書に その理由を記載して報告する。

2 知事(統計企画課)への報告

受託機関が、前記1により委託申出者から利用実績報告書の提出があった場合は、 速やかに、その写しを知事(統計企画課)に提出する。

# 第17 施行時期

本要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日改正)

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日改正)

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月1日改正)

本要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和6年12月2日改正)

本要領は、令和6年12月2日から施行する。

# 審査基準

- 1 学術研究目的の要件該当の確認
- (1) 委託申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、 講師、助教、博士研究員、大学院生が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果 を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

(2) 申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的に一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における 業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料と されるような場合には本要件に該当するものとは認められない。

2 高等教育目的の要件該当の確認

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する教員からの申出に限定され、それ 以外の者による申出は想定されない。

利用形態としては、講義等(卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。) の教育において統計成果物を利用する場合が想定される。

3 委託申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先

記載されている所属・役職等により上記1を確認する。

また、県規則第7条第2項及び第5の6で提示又は提出を求めている本人確認書類と 記載内容が同一であることが必要である。

4 法人その他団体の名称及び住所(法人が申出を行う場合)

委託申出者が法人の場合、法人等の名称・経営組織等から研究を主体とする組織か営 利組織かを判別する。

また、県規則第7条第2項及び第5の6で提示又は提出を求めている法人確認書類と 記載が同じであることが必要である。

5 代理人の氏名、生年月日及び住所(代理人が申出を行う場合)

代理人の記入があり、代理人によって申出がなされる場合、県規則第7条第2項及び第5の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

6 使用する統計調査の名称、年次等

オーダーメード集計に対応する旨を公表している統計調査の名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、利用目的である、学術研究の内容又は講義等の内容と照らし合わせて不必要と判断される統計調査の名称、年次等が含まれていないことが必要である。

## 7 直接の利用目的

直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれであるかを確認し、 以下8~11の内容と齟齬がないことが必要である。

特に11と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに 営利をあげることを目的としている場合は、直接の利用目的が学術研究又は高等教育 のいずれかであると認めない。

8 統計成果物を利用する高等教育機関及び学部学科の名称(直接の利用目的が高等教育の場合)

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、利用する高等教育機関 及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、委託申出者の所属等 との整合性が確保されていることが必要である。

- 9 研究内容の名称、内容等(直接の利用目的が学術研究の場合)
- (1) 学術研究の必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、統計成果物を提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念的に適当と認められることが必要である。

(2) 学術研究の内容

当該学術研究内容からみて委託予定の統計成果物の内容が妥当なものであることが必要である。

10 授業科目の名称等(直接の利用目的が高等教育の場合)

実際に統計成果物を利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

なお、教授が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において統計成果物を利用する必要性が認められ、授業科目の 内容と整合していることが必要である。

11 統計成果物のすべての利用目的

学術研究又は高等教育に対する具体的な利用目的がすべて記載され、「直接の利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果又は教育内容の公表後にこれが行われることが「学術研究又は高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

#### 12 公表の方法

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、教育内容が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること が必要である。

## 13 オーダーメード集計の内容及び仕様

# ① 内容の明確化等

目的とする統計成果物の内容が受託機関等において明確に理解でき、処理内容を確定できる内容であることが必要であるため、不明な点やあいまいな点については、受託機関において県規則第7条第3項に基づき委託申出者に対して説明又は訂正を求め、双方で認識の相違が生じない記載とすることが必要である。

#### ② 審査

受託機関がその対応するオーダーメード集計の内容を限定している場合、その範囲を踏まえたものであることが必要である。

また、アにより処理内容を確定させるとともに、業務量・業務内容について、 受託機関等における通常業務との関係、受託機関等における体制、提供希望年 月日等から判断し、対応可能なものであることが必要である。

なお、当該一部業務を民間委託とする場合、確実にいずれかの民間事業者の 落札が見込まれる内容であることが必要である。

14 統計成果物の提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び統計成果物の内容及び仕様から判断し対応可能であることが必要である。

また、一部業務について民間委託を行う場合には、統計成果物の内容、仕様及び当該提供希望年月日から判断し、確実にいずれかの落札事業者の落札が見込まれることが必要である。

15 統計成果物の提供方法(提供媒体)

受託機関が実際に提供可能な媒体や方法であることが必要である。

16 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

17 その他必要な事項

 $1 \sim 16$  以外に、受託機関において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

受託機関の長 殿		年	月	日	
	委託申出者 所属及び職名 氏名 連絡先郵便番号・所在 連絡先電話番号 連絡先e-mail 住所 生年月日 (代理人)	地			
	所属及び職名 氏名 連絡先郵便番号・所在 連絡先電話番号 連絡先e-mail 住所 生年月日	地			
	統計の作成等の委託申出書				
山形県統計調	関査条例第11条の規定に基づき、下記のとおり申出をし	ます。			
	記				
1 使用する調査票情報	(名称)	(年次等)			
に係る統計調査の名 称、年次等					
2 統計成果物の利用目 的等	(1) 直接の利用目的の区分 □ 学術研究 □ 高等教育→ (利用する大学、研究科・学部学科等の名称: ※ ど ① 学術研究又は授業科目の名称	ちらかー	- 方を選択	)	
	② 学術研究の必要性又は授業科目の目的				
	③ 学術研究の内容及び学術研究で利用する方法又は授業科統計成果物を利用する必要性及び授業科目で利用する方法	目の内容	P、授業和	4目で	
	④ 学術研究又は授業科目の実施期間				
	(2) すべての利用目的         ① (1) に記載した利用及び(3) に記載した成界         ②         ③         ④         ⑤         ※ (1) 及び(3) に記載した利用目的以外のすべての利用目				
			-		

	(3) 成果の公表方法  □ 論文(公表の方法: 予定時期 年 月 ) □ 報告書(公表の方法: 予定時期 年 月 ) □ 学会・研究会等で発表(学会、研究会等の名称:予定時期 年 月 ) □ 学会誌等に掲載(学会誌等の名称: 予定時期 年 月 ) □ その他 具体的な公表方法:
3 委託に係る統計の作 成等の内容及び仕様	
4 統計成果物の提供希 望年月日	(年月日)
5 統計成果物の提供 の方法等	<ul> <li>(1)提供の方法(媒体)</li> <li>□ FD □ CD-R □ DVD-R</li> <li>□ 電子メール □ ダウンロード</li> <li>※ 希望する提供媒体をチェックする。</li> <li>(2)送付の希望の有無</li> </ul>
6 提供機関等の設定 事項欄	□ 送付を希望 □ 直接受取りを希望  (1)設定事項 1 (例示)連絡担当者様式中には規定しません。 ① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail  (2) その他設定事項

#### 備考

- 1 委託申出者が自然人の場合にあっては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 委託申出者が法人その他の団体の場合にあっては、「委託申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「統計成果物の提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政 法人等が提示している統計成果物の提供の方法(格納する媒体等)を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして 差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

所属及び職名 氏名 殿

# 受託機関の長

委託による統計の作成等の申出に対する承諾通知書

年 月 日付 委託による統計の作成等に係る申出について、下記の内容にて承諾します。

記

- 1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称及び年次
- 2 統計成果物 (作成する統計又は統計的研究の結果) の名称
- 3 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目等の名称
- 4 提供時期
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法
- 7 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、統計の作成等を委託する場合は、 年 月 日までに山形県統計調査条例施行規則第8条第2項に基づき作成した依頼書(指定された手数料に相当する県証紙を貼付したもの)と契約に必要な書類を期限まで提出してください。

上記納付期限までに依頼書、契約に必要な書類の提出がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

所属及び職名 氏名 殿

# 受託機関の長

委託による統計の作成等の申出に対する不承諾通知書

年 月 日付委託による統計の作成等に係る申出について、以下の理由により承諾できないので、その旨通知します。

理由

1

2

3

受託機関の長 殿

所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先e-mail

# 依 頼 書

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、山形県統計調査条例第11条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

- 1 統計調査の名称及び年次等
- 2 統計成果物(作成する統計又は統計的研究)の名称
- 3 統計成果物を用いる学術研究又は授業科目の名称
- 4 提供希望年月日
- 5 手数料の額

上記についての詳細は、 年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。 また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(県証紙貼付欄)	
元字の条類の目記紙もH- h - 海印しわいこし	

所定の金額の県証紙を貼り、消印しないこと

# 委託による統計の作成等請負契約書

_	使用。	上る言	調査乳	票情報	報に	係る	5統	計訓	問査の	の名詞	称及て	が年	欠								
二	統計局	戈果?	物(作	乍成	する	統計	十又	は糸	充計的	的研究	究) 0	)名和	弥								
三	統計局	戈果?	物を月	用い、	て行	う学	丝術	研究	ピ又に	は授	業科目	等等	の名	称							
四	履行其	阴限		年	月	E	1														
	納入り l) 納 <i>ī</i> 2) 提り	人場月	折	是供了	方法																
六	手数米	斗の名	額				円														
等、	:記に〜 公正な :契約の	よ請!	負契約	的を紹	締結	l,	信	義に	_従-	って	誠実に	ここオ	れを	履行	する	60	りと	する	0		対
																			年	月	目
						委	託	申出	占者		住氏	所名							Đ		
						Ę	7.	託	者		住 名 代表								Đ		

# 委託による統計の作成等契約約款

(総則)

- 第1条 委託による統計の作成等の委託申出者(以下「委託者」という。)及び委託による統計の作成等の受託者(以下「受託者」という。)は、この約款及び依頼書等(委託による統計の作成等に係る委託申出書及び添付書類並びに委託による統計の作成等を求める依頼書をいう。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この請負契約を履行しなければならない。
- 2 委託者は、委託による統計の作成等を求める依頼書を提出するとともに、受託者が委託による統計の作成等に要する費用として決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、受託者は、委託による統計の作成等を求める依頼書等に記載された統計の作成等の結果(以下「統計成果物」という。)を完成し、これを委託者に引き渡すものとする。
- 3 委託による統計の作成等に必要な一切の手段については、山形県統計調査条例(平成 21年3月条例第28号)、山形県統計調査条例施行規則(平成21年3月県規則第17号)、 本約款及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国 通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、山形地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

# (特許権等の使用)

第2条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、作成方法等を用いるときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、作成方法等を指定した場合において、依頼書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者がその責任を負う。

#### (知的財産権)

第3条 受託者又はその代理人が行う統計の作成等の過程で生じた統計の作成等の方法に 関する発明、考案(ビジネスモデルの構築を含む)、特許権、実用新案権、意匠権、著 作権等(特許、実用新案権を受ける権利を含む)については、委託者に移転せず受託者 に帰属する。

#### (引渡し)

第4条 受託者が統計の作成等を完了したときは、委託者は、受託者の指定する期限まで

に当該統計成果物の引渡しを受けるとともに、受領書を提出するものとする。

## (統計成果物の所有権)

- 第5条 この契約によって引き渡される統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権は、統計成果物が引渡された時点で原始的に委託者に帰属する。
- 2 委託者は前項によって得た統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

## (利用の制限)

第6条 委託者は、統計成果物の利用に当たり、統計成果物を依頼書等に記載した利用目 的での利用に限定し、記載のない利用目的での利用は行わないものとする。

### (依頼書等の変更)

- 第7条 委託者は、受託者が委託による統計の作成等の申出に承諾した後は原則として依頼書等を変更してはならない。ただし、受託者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- 2 委託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、委託者は受託者に受託者が定める書面を提出する申出を行い、承諾を得るものとする。
- 3 委託者は、依頼書等の記載の記載内容に虚偽、不実があったことにより受託者が理由 を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 4 受託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、受託者はあらかじめ変更の理由を明示し、委託者の承諾を得るものとする。 この場合、あらかじめ定めた契約条件については双方協議の上決定するものとする。
- 5 第1項から第3項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

#### (契約の変更)

第8条 前条の規定により、契約金額等、契約の主体的部分に重要な変更が生じた場合、 委託者は受託者の指示に従い変更契約書を締結するものとする。

## (欠陥及び障害等)

- 第9条 委託者は、統計成果物の受領後、直ちにその物理的障害の有無その他の問題等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害、統計成果物の誤り等の問題を発見したときは、直ちに受託者に報告することとする。
- 2 前項において、委託者は統計成果物の受取後14日以内に、理由を明示して受託者に対して統計成果物等の交換を要求できるものとする。その際、委託者は受託者に当該統計成果物を返却し、受託者が障害の有無その他の問題を確認した上で統計成果物の再引渡しその他の必要な措置を行うものとする。
- 3 前項の再引渡しにおける履行期限等の条件及び必要な措置の内容は委託者が受託者と 協議して決定する。
- 4 受託者は、提供した統計成果物に誤りを発見したときは、直ちに委託者に連絡すると

ともに、その後の対応について、誤りの原因を明らかにした上で、受託者は、委託者と 協議して決定する。

#### (履行期限の延長)

- 第10条 受託者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。
- 2 委託者は、前項の申請があったときは、受託者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

# (利用実績の報告)

第11条 委託者は、統計成果物の利用終了後、利用実績報告書により受託者へ利用実績を報告する。

### (成果の公表)

- 第12条 委託者は、死亡、研究計画の中止その他やむを得ない理由がある場合を除き、統計成果物を利用した成果を、公表しなければならない。
- 2 当該公表に際して、委託者は、統計成果物を基にした統計等についてはその旨を明記 し、受託者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 第1項において、死亡、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、委託者は研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により受託者に報告する。

# (解除)

- 第13条 受託者は、依頼書等の虚偽、不実その他委託者の帰責事由により契約を解除する ことが適当と認めるときは、本契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

# (法令及び約款に違反した場合の措置)

- 第14条 委託者が法令及び本約款に違反したと認められた場合、受託者は以下の措置を講 ずるものとする。
  - 一 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に準じ、別表に定める措置要件に該当する場合、一定期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受付けないこと。
  - 二 違反の情報を条例第2条第1項に規定する実施機関のほか、全ての行政機関、届出 独立行政法人及び統計法施行令第12条で定める独立行政法人等で共有すること。
- 2 委託者は前項の措置を行うことを承諾し、以後一切の異議申立ては行わないものとする。

#### (免責)

第15条 委託者が統計成果物の利用により受けた不利益もしくは損失について、受託者は

委託者に対し責任を負わないものとする。ただし、受託者が本約款に違反した場合、又は、当該統計成果物に受託者の故意または重過失による瑕疵が認められた場合は、委託者は受託者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。

2 委託者が統計成果物に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、受 託者は一切の責任を負わないものとする。

## (秘密の保全)

第16条 委託者及び受託者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を第三者に 漏らし又は他の目的に利用してはならない。

## (その他)

第17条 委託者と受託者は、本約款に定めのない事項及び本約款に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

# 別表

# 措置要件

- ①・承諾された利用目的以外の利用を行った場合
  - ・正統な理由なく研究成果を公表しなかった場合
- ② その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合

]記様式第6号									
						年	月	日	
受託機関の長	殿								
		提	供依頼申出	1者	所属及び職名 氏名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail				
		所属	等変更届出	書					
	付、委託によ	くる統計等	の作成に係	そる申占	出書等につきまし	ては、	{ 申 ₪ 利。	出者 用者	}
の 住所 住所 連絡先 利用者の姓	に変更が	ありまし	たので、以	下のと	: おり届出をいたし	<b>)ます</b>	0		
当初申出年月日	年	月 日							
統計成果物を用いて行う党を研究する									
て行う学術研究又 は授業科目の名称									
変更事項	<変更前>								

変更理由

- 備考 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用 目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更について は、「申出書の記載事項変更申出書」により申出ること。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

<変更後>

年 月 日

受託機関の長 殿

提供依頼申出者 所属及び職名

氏名 連絡先所在地 連絡先電話番号

連絡先 e-mail

# 統計成果物の利用目的追加申出書

年 月 日付統計の作成等の委託申出書について、以下の利用目的の追加を申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年	月	日	
統計成果物を用い て行う学術研究又 は授業科目の名称				
統計成果物 (作成 する統計又は統 計的研究の結果) の名称				
追加する利用目 的				
追加理由				

所属及び職名 氏名 殿

# 受託機関の長

# 統計成果物の利用目的追加申出に対する承諾通知書

年 月 日付 委託による統計の作成等に係る統計成果物の利用目的変更の申出について承諾します。

記

- 1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物 (作成する統計又は統計的研究の結果) の名称
- 3 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目の名称
- 4 追加する利用目的

所属及び職名 氏名

殿

受託機関の長

統計成果物の利用目的追加申出に対する不承諾通知書

年 月 日付 委託による統計の作成等に係る統計成果物の利用目的変更の申出については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

年 月 日

受託機関の長 殿

> 委託申出者 所属及び職名

> > 氏名

連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail

# 委託申出書の記載事項変更依頼申出書

年 月 日付統計の作成等の委託申出書については、記載事項の一部に変更があり ましたので、以下のとおり申出ます。 なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、 年 月 日付申出書

の記載内容に従って履行いたします。

	·
当初申出年月日	年 月 日
統計成果物を用い	
て行う学術研究又	
は授業科目の名称	
統計成果物(作成	
する統計又は統計	
的研究の結果)の	
名称	
変更事項	<変更前>
	(** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
	<変更後>
変更理由	

所属及び職名氏名殿

受託機関の長

# 委託申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書

年 月 日付 委託による統計の作成等に係る委託申出書の記載事項変更の申出について承諾します。

記

- 1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物 (作成する統計又は統計的研究の結果) の名称
- 3 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目の名称
- 4 手数料の再納付について
  - □ 再納付の必要なし
  - □ 再納付が必要 → 再納付する手数料の額 (納付期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書(指定された手数料に相当する県 証紙を貼付したもの)と必要な書類を期限までに提出してください。

上記期限までに依頼書の提出がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

所属及び職名 氏名 殿

受託機関の長

# 委託申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書

年 月 日付 委託による統計の作成等に係る委託申出書の記載事項変更の申出については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

別紙様式第13号 年 月 日 受託機関の長 所属及び職名 氏名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail 利用実績報告書 月 日付け委託による統計等の作成に係る申出書により提供を受けた統計 年 成果物による「学術研究」が完了したので、下記のとおり報告します。 記 1. 提供を受けたものの 名称その他提供を受け たものを特定するもの (1) 学術研究又は授業科目の名称 2. 学術研究の成果又は 教育内容の概要 (2) 学術研究又は授業科目の実施期間 (3) 学術研究の成果又は授業科目の内容の概要 ※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 学術研究の成果又は教育内容の公表の取扱い 論文(名称: 報告書・書籍(名称: 学会・研究会等で発表(名称: 学会誌等に掲載(名称: その他(

# 備考

1 やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「学術研究の成果又は授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究等の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

場合は、併せてリンク先を掲載すること。

※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある